

大田市可燃物収集運搬等業務委託仕様書

1. 業務名

大田市可燃物収集運搬等業務委託

2. 目的

この仕様書は、可燃物収集業務、運搬業務及び施設運転管理業務(以下「委託業務」という)並びにこれに付随する業務を実施する方法を定めることを目的とする。

3. 業務の履行

受注者は、契約書及び本仕様書に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例(平成17年大田市条例124号。以下「条例」という。)等関係法令を遵守し公的使命の重大性を常に念頭におき、発注者との連携を密にし、安全かつ能率的、経済的に委託業務を履行しなければならない。

4. 履行期間

業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

5. 業務内容

業務内容は以下に示す3つの業務とする。

1. 可燃物収集業務
2. 運搬業務
3. 施設運転管理業務

5-1 可燃物収集業務

1) 収集日及び収集時間

- ① 収集日 別表に定めるとおり
- ② 収集時間 8時30分から16時30分とする。
- ③ 祝日 別表に定める曜日は祝日であっても収集を行う。

2) 受注者は、大田市一般廃棄物処理基本計画に定める「燃やせるごみ」(以下、可燃ごみという)を別表に定める区域内各所にある集積所等から収集し、大田可燃物中間処理施設(以下、施設という)まで運搬すること。

3) 収集日は、別表のとおりとし、各地区週2回収集すること。

4) 収集開始時刻は、午前8時30分(一部地域は8時15分)からとし、当該日の16時30分までに収集運搬及び施設への搬入業務を終えること。なお、荒天、災害、交通規制等やむを得ず遅れる場合は施設及び市担当者へ連絡すること。

5) 収集した可燃ごみは施設に運搬し、計量器で計量を受け所定の場所へ降ろすこと。

6) 以下の①に示す可燃ごみは、ピンク色の「お知らせ紙」を貼り、収集せずに集積所に置いておくこと。

① 排出状況が不適切なもの、指定袋に入っていない可燃ごみ、又は収集場所の指定が

ない場所に出してある可燃ごみ

②①の理由で収集しなかった場所については、市担当者に直ちに報告すること。

7)収集作業中にごみが飛散しないよう十分注意すること。

また、収集作業中に路上へごみが飛散した場合は責任をもって回収すること。

8)年始のごみ量増加や通行規制、荒天又は災害等により、通常の収集時間が大幅に異なる場合は、市担当者へ連絡すること。

9)可燃ごみの排出状況に応じ、臨時車両を運行し対応すること。

10)大田市役所及び市の関連施設より排出された指定袋に入っていない可燃ごみも収集すること。

11)通行規制に係る業者との調整は、受注者が行うこと。

5-1-1 収集車両

1)委託業務に使用する車両は、4トン(3.25t積)塵芥車1台、3t(2.6t積)塵芥車4台を基準とし確保すること。

また、車検や故障などの緊急時用に代替車両3t(2.6t積)塵芥車1台を別に確保し収集業務に支障のないようにしておくこと。

2)収集車両は初年度登録後10年を目途に更新し、故障により収集業務に支障をきたすことがないようにすること。

3)収集車両は、受注者が所有し、又は受注者が継続的に使用することができる権限を有する車両とし、委託期間中は委託業務以外の目的のために使用しないこと。

4)収集車両には、委託業務を履行するための車両である旨、商号その他市が指示する事項を表示しなければならず、その内容、表示する場所等の詳細は別表に定める。なお、全車統一すること。

5)収集車両の運行は、道路交通法(昭和35年法律第105号)、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。

①収集作業中は、他の車両の交通を妨げないよう留意するとともに、道路上でのごみの積み替えまたは分別をしないこと。

②収集作業中に事故が発生した場合には、直ちに市へ報告するとともに誠意を持って対応し、受注者の責任において解決すること。

③車検及び故障により代替車両において収集する場合は、市担当者に事前に届出し承認を受けること。

④収集車両は、対人無制限、対物無制限の任意保険に加入しなければならない。

6)使用する収集車両は、車検証及び任意保険証の写しを添付のうえ契約締結後、各年度更新時及び車両の変更があった場合は速やかに届け出なければならない。

7)収集業務終了後は、施設の洗車場で収集車両の洗車を行い、常に車両の清潔を保つこと。

8)収集業務開始前及び終了後に収集車両の点検を行い運転日誌に記入すること。

9)毎月1回以上、車両各部の点検整備を行い、点検記録表に記入すること。

10)運転日誌及び点検記録表を翌月5日までに市担当者に提出すること。

5-2 運搬業務

1) 運搬日及び運搬時間

① 運搬日は、別表に定める施設開場日のとおりとする。

② 積込み及び運搬時間

平日 8時30分から17時15分までとする。

休日、祝日は行わない。

③ 邑智クリーンセンター受入時間

平日 9時から16時までとする。

16時までに洗車を済ませ退場すること。

2) 大型塵芥車積込み及び運搬業務

① 積替え(ダストドラム)の運転操作は、クレーン操作員と連携し大型塵芥車に可燃ごみを積み替えること。

② 大型塵芥車への積込みが完了したら、容器包装リサイクルセンター計量器で計量を行い、過積載をしていないことを確認したうえで川本町の邑智クリーンセンターへ運搬すること。

③ 運搬ルートは、別表に定めるルート以外は通行しないこと

5-2-1 大型塵芥車両

1) 中継運搬業務に使用する車両は、25トン(8.7t積)塵芥車2台を基準とする。また、車検や故障などの緊急時には、運搬業務に支障のないよう運搬便数を調整し市担当者に連絡すること。

2) 運搬車両は発注者が所有し、別表に記載する車両を無償で貸与する。又は受注者が継続的に使用することができる権限を有する車両とし、発注者所有の車両は委託期間中に委託業務以外の目的のために使用しないこと。

3) 運搬車両には、委託業務を履行するための車両である旨、商号その他市が指示する事項を全車統一して表示しなければならない。その内容、表示する場所等の詳細は別表に定める。

4) 運搬車両の運行は、道路交通法(昭和35年法律第105号)、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。

① 運搬業中に事故が発生した場合には、直ちに市担当者へ報告するとともに誠意を持って対応し、受注者の責任において解決すること。

② 車検及び故障により長期間運搬できない場合は、市へ事前に届出し承認を受けること。

③ 運搬車両の車検、点検については、受注者が行うこと。また、対人無制限、対物無制限の任意保険に加入しなければならない。

5) 運搬車両については、車検証及び任意保険証の写しを添付のうえ契約締結後、各年度更新時は速やかに届け出なければならない。

6) 運搬業務終了後は、施設の洗車場で収集車両の洗車を行い、常に車両の清潔を保つこと。

7) 運搬業務開始前及び終了後に収集車両の点検を行い運転日誌に記入すること。

8) 毎月1回以上、車両各部の点検整備を行い、点検記録表に記入すること。

9) 運転日誌及び点検記録表を翌月5日までに市担当者に提出すること。

5-3 施設運転管理業務

1) 施設開場日及び施設就業時間

① 施設開場日は、別表に定めるとおり

② 施設就業時間

平日 8時30分から17時15分までとする。

休日 第1、第3日曜日 8時から12時とする。

③ 可燃ごみの受入時間

平日 一般家庭 9時から16時までとする。

事業所 9時から15時までとする。

休日 第1、第3日曜日 8時30分から11時30分までとする。

(休日は一般家庭のみ)

④ 祝日業務

別表に定める祝日で可燃物収集業務がある場合は、2)計量作業及び5)クレーン運転業務を行う。

2) 受入計量及び手数料の徴収

① 受注者は、搬入者に対し計量書及び領収書を発行しなければならない。

② 計量器の操作方法を熟知し適正な計量事務を行い、条例で定める一般廃棄物処理手数料を徴収し、後払い業者については納付書を発行すること。

③ 徴収した処理手数料及び計量日報を一日の業務終了後、計量日報と現金データの金額と現金、納付書データと納付書、電子決済データが一致していることを確認し、たうえ市担当者に引き渡すこと。

④ 受注者は、処理手数料徴収業務に係る釣銭を用意すること。

3) 可燃ごみの受入と確認

① 施設に搬入する車両の安全確保を行うため、適切な誘導を行うこと。

② 受入ヤードに搬入された可燃ごみは、受入基準(大田市ごみの分け方、出し方ガイドブック)に基づいた受入と廃棄物の荷下ろし時の確認を行うこと。

③ 搬入された可燃ごみに不適切ごみ(不燃ごみ、処理困難物、産業廃棄物等)が入っていないか確認すること。

④ 不適切なごみが入っていた場合、搬入者に処理方法について適切な指示・指導を行うこと。

⑤ 搬入された可燃ごみの中の資源物として再利用できるもの及び不適切ごみは種類ごとに回収すること。回収するものは、別表に示すとおり。

⑥ 回収した再利用できるもの及び不適切なごみは、別表に定める各施設へ運搬すること。

4) 廃棄物処理データの集計及び管理

① 搬入搬出量データの集計表及び日報は、一日の作業終了後、市担当者に提出すること。

② 月報、年報を翌月5日までに市担当者に提出すること。

5) クレーン運転業務

- ①ごみピットにある可燃ごみをクレーン操作によりごみを攪拌し、重量の均一化を図ること。
- ②クレーン操作により受入ホッパへごみを投入する。大型塵芥車1台当たり積載量は8.7トンを超えないよう注意すること。
- ③一日の作業終了後、クレーンの清掃及び点検を行い点検記録表に記入すること。
- ④点検記録表を翌月5日までに市担当者に提出すること。

6) 破砕機運転業務

- ①受入ヤードに搬入された粗大ごみ(家具、枝木等)を貯留ヤードへ移動すること。
- ②貯留ヤードに一定量溜まれば、破砕機を運転し破砕すること。
- ③破砕ごみは、ごみピットに搬入すること。
- ④破砕後に機械選別された金属類及び受入ヤードで回収した金属類は、計量し不燃物処分場へ運搬すること。
- ⑤一日の作業終了後、破砕機の清掃及び点検を行い点検記録表に記入すること。
- ⑥点検記録表を翌月5日までに市担当者に提出すること。

7) 各設備点検調整業務

- ①施設の各設備の日常点検・注脂・調整・清掃を行うこと。
- ②設備の異常を発見した場合は、直ちに市担当者へ連絡すること。
- ③破砕作業終了後は、状況に応じ貯留ヤードの床を水洗いすること。
- ④貯留ヤードの床は、最低1回/週は水洗いをする。

8) 衛生処理場内緑地管理業務

国道9号からし尿処理施設までの間の法面や花壇の草刈り及び剪定を行い緑地の景観を保つこと。また、建物周囲や側溝等の清掃を定期的に行うこと。

9) 機器等の異常・警報時の対応

機器等の異常・警報時は、作業要領等により初期対応を行い、市担当者へ報告し、対応等について指示を受けるものとする。

5-3-1 廃棄物運搬車両及びフォークリフト

施設運転管理において使用する車両は次のとおりとする。

1) 廃棄物運搬車両

- ①搬入された不適物や資源物を他施設に運搬するための車両、及び破砕機から排出された破砕物を運搬するために使用する車両。
- ②廃棄物運搬車両は受注者が所有し、車両を継続的に使用することができる権限を有する車両とする。
- ③使用する車両は、3t以下の深ダンプ車とする。
- ④廃棄物運搬車両は、対人無制限、対物無制限の任意保険に加入しなければならない。車検証及び任意保険証の写しを添付のうえ契約締結後、各年度更新時及び車両の変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
- ⑤運搬作業中は、自己搬入する他の車両の交通を妨げないように留意すること。
- ⑥運搬作業中に事故が発生した場合には、直ちに市担当者へ報告するとともに誠意を持って対応し、受注者の責任において解決すること。

2) 粗大ごみ運搬用フォークリフト

- ①搬入された家具類、畳、枝木等の運搬を行うための車両。
- ②発注者が所有し、特定自主点検や修繕は発注者が行い、日常点検は受注者が行う。
ただし、不適切な使用方法による故障については、受注者の負担で原状復帰すること。
- ③運搬作業中は、自己搬入する他の車両の交通を妨げないように留意すること。
- ④運搬作業中に事故が発生した場合には、直ちに市担当者へ報告するとともに誠意を持って対応し、受注者の責任において解決すること。

3) 破砕機投入用ヒンジドフォークリフト

- ①搬入された家具類、畳、枝木等の運搬を行うための車両
- ②発注者が所有し、特定自主点検や修繕は発注者が行い、日常点検は受注者が行う。
ただし、不適切な使用方法による故障については、受注者の負担で原状復帰すること。
- ③運搬作業中は、自己搬入する他の車両の交通を妨げないように留意すること。
- ④運搬作業中に事故が発生した場合には、直ちに市担当者へ報告するとともに誠意を持って対応し、受注者の責任において解決すること。

6. 従事者の配置と職務

各業務従事者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、安全及び秩序を保ち、事故防止に努めなければならない。

1) 可燃物収集業務

- ①運転手は、準中型自動車運転免許証所有者4名以上、中型自動車運転免許証所有者1名以上を基準とする。
- ②作業員は、1車両につき運転手を含む2人以上を基準とする。
- ③従事者は、車両の始業前及び終業後点検を必ず行い、運転日誌に記載すること。
- ④従事者は、収集作業中において他の車両等の通行の妨げにならないよう注意すること。また、運搬中に対象物が飛散しないよう措置を講ずること。
- ⑤従事者は、対象物の収集にあたり、集積所周辺の清潔保持に努めなければならない。

2) 運搬業務

- ①大型塵芥車運転手は、大型自動車免許証所有者を1車両につき1名を基準とする。
- ②従事者は、車両の始業前点検を必ず行い、点検記録表に記載すること。

3) 施設運転管理業務

- ①施設管理従事者人員及び業務内容は以下に示すとおり

ア) 計量員	1名	業務内容は、5-3 2)のとおり
イ) 受入指導員	2名	業務内容は、5-3 3)、4)のとおり
ウ) 施設責任者	1名	業務内容は、5-3 5)、6)、7)のとおり
エ) 作業員	1名	業務内容は、5-3 5)、6)、7)のとおり

- ②業務上必要な資格

- ア) クレーン(5t未満)運転特別教育修了者
- イ) フォークリフト運転技能講習修了者
- ウ) 一般廃棄物実務管理者講習修了者

- 工)準中型自動車運転免許証
- オ)中型自動車運転免許証
- カ)刈払機取扱作業安全衛生教育修了者

7.受注者の費用負担

- 1)収集車両、廃棄物運搬車及び大型塵芥車の車検及び法定点検、修繕等の車両の維持管理に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
- 2)収集車両、廃棄物運搬車及び大型塵芥車の更新(購入)は、受注者が行い、更新(購入)に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
- 3)作業員の作業着、雨具、防寒服、防暑服等作業に必要な被服費は、すべて受注者の負担とする。
- 4)お知らせシール等印刷等の事務費は、すべて受注者の負担とする。
- 5)委託業務の実施に必要な機材、その他業務に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

8.従事者の届出

- 1)受注者は、事前に各業務に従事させる従業員の住所、氏名、生年月日、職務分担、経歴等を記載した書類を届出なければならない。車両の運転従事者にあつては、その運転免許証書の写しを添えることとする。クレーン及びフォークリフト等施設の運転管理業務の従事者にあつては、その運転に必要な資格者証の写しを添えることとする。
- 2)上記内容を変更しようとする場合は、事前に届出なければならない。

9.報告書等の提出

- 1)月毎に発注者が定める様式により委託業務に関する報告書を翌月の5日までに発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 2)発注者が業務委託に関する資料等の提出を求めた場合、受注者は速やかにこれに応じなければならない。

10.臨時又は緊急事態発生時の対応

- 1)発注者は、災害その他の必要により、業務内容以外に臨時又は緊急に作業を行う必要が生じたときは、受注者にその作業を指示することができる。この場合において、受注者は正当な理由のある場合を除いて、これを拒むことはできない。
- 2)受注者は、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告すること。

11.労務管理

- 受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1)従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関連法規を遵守しなければならない。
 - 2)業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。
 - 3)従事者の業務にあたっては、作業の安全を第一義として、作業効率・作業能率の向上に努めること。

4)従事者の行った行動のすべてに責任を負うものとする。

12.業務の引継ぎ

- 1)受注者は、履行開始日までの間に前任者から業務の引継ぎを受け業務の習熟に努め、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。業務の習熟に要する費用は受注者の負担とする。
- 2)受注者は、本業務を終了する場合、次の受注者が業務の習熟が図れるよう指導・引継ぎを行わねばならない。

13.仕様書外の事項

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、もしくは定めのない事項については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

(施設開場日)

大田市が別に定める「当該年度資源物・ごみカレンダー」に定めるとおりとする。

(対象区域)

本業務の収集日は、次のとおりとする。(5-1関連)

曜日	区域
月曜日・木曜日	大田、長久、五十猛、大屋、多根、山口、仁摩
火曜日・金曜日	川合、池田、志学、富山、朝山、波根、久手、鳥井、 静間、久利、大森、水上、祖式、大代、温泉津

(対象物)

本業務の収集対象となる家庭用可燃ごみ、事業所用可燃ごみの区分は次のとおりとする。(5-1関連)

区 分	排出形態	運搬先
家庭用可燃ごみ	指定袋 (黄色地袋に黒字)	大田可燃物中間処理施設
事業所用可燃ごみ	指定袋 (緑色地袋に黒字)	

(収集運搬車両)

車両に表示させる内容、位置等は、次のとおりとする。(5-1-1関係)

- 1)表示方法は、ペンキ等での吹き付けによること。なお、市の車両を使用する場合には、マグネット等で対応すること。走行中の脱落に充分注意すること。
- 2)字体は、ゴシック体で横書きしたものとする。
- 3)文字の色は、黒色とする。
- 4)文字の表示位置及び大きさは次のとおりとする。

①車体側面(両側)

「大田市委託」・・・1文字サイズ縦横15cm

「No. 1～5」・・・縦横10cm以上

②前、後側

「No. 1～5」・・・縦横10cm以上

- 5)車体及び架装部分の塗装は、現行車両と同様とする。

(収集経路)

収集コースは、月木コース5経路、火金コース5経路(GPSデータのとおりに)

(大型塵芥車両)

大型塵芥車両は次のとおりとする。(5-2-1関係)

号車No.	初度登録年月	走行距離	メーカー
1号車	令和3年2月	133,595km	日野自動車株式会社
2号車	令和3年2月	132,074km	日野自動車株式会社

※走行距離は、令和7年12月30日時点

車両に表示させる内容、位置等は、次のとおりとする。(5-2-1関係)

- 1)表示方法は、ペンキ等での吹き付けによること。なお、市の車両を使用する場合には、マグネット等に対応すること。走行中の脱落に充分注意すること。
- 2)字体は、ゴシック体で横書きしたものとする。
- 3)文字の色は、黒色とする。
- 4)文字の表示位置及び大きさは次のとおりとする。

①車体側面(両側)

「大田市委託」・・・1文字サイズ縦横15cm

「No. 1～2」・・・縦横10cm以上

②前、後側

「No. 1～2」・・・縦横10cm以上

- 5)車体及び架装部分の塗装は、現行車両と同様とする。

(運搬経路)

- 1)運搬経路は、下記に定める2つの経路以外通行しないこと。
- 2)道路通行規制や緊急の事態が発生した場合は、この限りではない。
ただし、通常経路以外を通行するときは事前に市担当者に連絡すること。

①衛生処理場 → 市道衛生処理場線 → 国道9号線 → 県道31号線(仁摩邑南線) → 大邑農道 → 県道187号線(川本大家線) → 県道40号線(川本波多線) → 県道32号線(温泉津川本線) → 笹畑農道 → 町道柳谷焦崎谷線 → 邑智クリーンセンター

②衛生処理場 → 市道衛生処理場線 → 国道9号線 → 県道32号線(温泉津川本線) → 笹畑農道 → 町道柳谷焦崎谷線 → 邑智クリーンセンター

(搬入ごみから回収するもの)

回収する資源物及び不適切ごみは、次のとおりとする。(5-3関連)

No.	品 名	荷 姿
1	段ボール紙	解体して畳んでカゴ台車へ
2	新聞・折り込み広告	ひもを外して新聞用フレコンバッグへ
3	その他紙(雑誌、厚紙等)	ひもを外してその他紙用フレコンバッグへ
4	シュレッター紙	袋ごとシュレッター用フレコンバッグへ
5	プラスチック製容器包装	プラ容器用フレコンバッグへ
6	ペットボトル	ペットボトル用フレコンバッグへ
7	羽毛布団・ダウンジャケット(ダウン50%以上)	羽毛専用袋へ入れて職員玄関の保管棚へ
8	不燃ごみ(金属類以外)	不燃ごみ用容器へ
9	不燃ごみ(金属類)	不燃ごみ金属用容器へ
10	破砕金属	不燃ごみ金属用容器へ
11	発泡スチロール	ピット内発泡スチロール置き場へ

(他施設へ運搬するもの)

回収するもの搬出先は、次のとおりとする。(5-3関連)

No.	品 名	荷 姿
1	プラスチック製容器包装	大田容器包装リサイクルセンター
2	ペットボトル	大田リサイクルセンター
3	不燃ごみ(金属類以外)	大田市不燃物処分場
4	不燃ごみ(金属類)	大田市不燃物処分場
5	破砕金属	大田市不燃物処分場
6	発泡スチロール	(有)三島パーツ